

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 4 号

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例

相模原市立療育センター条例(昭和 5 0 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「通所特定費用の」を「その額の」に、「1 食につき 6 5 0 円」を「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。